

# 証券取引法案特別委員会議事速記録第一號

貴帝國議院會回第九十二

- 日本証券取引所の解散等に関する法律案  
○証券取引法案

○委員長(男爵周布兼道君) 開会を致します、本委員會で審議致しまする證券取引法案及び日本證券取引所の解散等に關する法律案、是等の説明を先づ以て政府より伺ひたいと思ひます。

○政府委員(北村德太郎君) 本委員會に付託となりました證券取引所法案外一件に付きまして其の提案の理由を説明致します、初めに證券取引法案に付

經濟の民主化の徹底を期すべき時、現行の日本證券取引所法、有價證券業取締法、有價證券引受け業法及び有價證券販賣業法を廢止し、新に是等の諸法令を統合し、且其の内容を民主的に改正した證券取引法を制定することと致したのであります、以下本法案に付て其の内容の主なる點を説明致します、第一に、此の法律の目的は國民經濟の適切な運営及び投資家の保護に資する爲、有價證券の發行及び買賣取引を公正ならしめ、且有價證券の流通を圓滑ならしめることにあるのであります、此の爲め、株式又は社債の發行に五日間に政府に於て届出事項に付て、其の内容が眞實なりや否や等を審査し、必要があると認める時は、届出者を審問の上其の内容の訂正を求めることが出來ることと致し、投資家の保護に萬全を期したのであります、又届出書の中に記載した事項と異なる事項を記載した目論見書は、株式又は社債の發行に際し之を使用することが出來ないものとし、誇大なる廣告をなし、投資家を偽瞞するが如きことがないやうに配意して居るのであります、若し右の届出書に眞實に反する記載があり、又は重要な事項の記載を省略した場合に

に、證券業者に付て新に設けられた規定の主なるものは、先づ有價證券の賣買、賣買の媒介、引受又は募集の取扱を營業とする者は、銀行信託會社等從來免許を受けることを要しなかつた者と雖も、總て免許を受けなければならぬものと致したこと、次に投資家の保護、有價證券業者の資質の向上の見地から證券業者は一定の純資産を當時保有するものでなければならないものと致したこと、次に有價證券の引受をなす者の資格を特別に制限することなく、總ての證券業者が有價證券の引受又は募集の取扱をすることが出来るも

しなければならないこと、會員信認金に對しては、第一順位として證券取引所に於ける賣買取引の委託者、次順位として他の會員が其の他の債權者に先立ち優先して辨済を受ける權利があること等の規定を委託者の保護、會員の資質の向上等の見地から設けたのであります、尙證券取引所の賣買取引に關しては次のやうな規定を新に設けることと致したのであります、賣買取引の受託は、會員又は其の會員の所屬する證券取引所の承認を受けた會員の支店、出張所其の他の營業所若しくは代理店に限り、之をなすことが出来るも

き御説明致します、證券の民主化、證券取引の民主化は、證券が經濟界に於て占める地位の重要性に鑑み、極めて緊要なことと存するのであります、證券の民主化、換言致しますれば、證券が廣く大衆の手に分散保有される爲には、一般大衆が安心して自己の資産を證券に投資し得る仕組となつて居ることが何よりも肝要なことであります、然るに我が國に於ける現情は、一般大衆が健全な投資物として之を保有することは比較的少なかつたのであります、又證券取引組織に付きまして、其の中核的機関である取引所は、戰時中政府の強い統制下に設置された日本證券取引所が存在し、有價證券業者、

締及び證券取引所の制度を整備したの  
であります。第二に、今回新に設けられ  
る株式又は社債の發行に關する届出  
制度に付き説明致します。本制度を設  
ける趣旨は、投資家に株式又は社債の  
發行會社の事業計畫、資產の状況等に  
關する正確な資料を提供し、投資家の  
判断と責任とに於て、證券投資が出來  
るやうにしようとするにあるのであります  
。先づ一定の株式又は社債を發行行  
しようとする時は、發起人、取締役等  
の全員は、豫め當該株式又は社債に關  
して發行會社の事業成績、資產内容、  
當該株式又は社債の發行に依り取得得  
る資金の使途等を届出なければならぬ

は、届出義務者は當該株式又は社債の取扱いに對し、故意又は過失のなかつてことを立證しなければ一定の期間損害賠償の責に任じなければならぬことと致し、又右届出書の中に記載した事項と異なる事項を記載した旨論見書を使用した場合にも、其の使用者に同様な損害賠償の責任を負はしめることと致して居るのであります、尚、株式の発行者は毎事業年度其の業務又は財産に關する報告書を政府に提出しなければならないものとし、之に依り常に會社の實態を公開し、投資家の保護に遺憾なきを期したのであります、右の株式又は社債の發行に關する届出書類及び株式發行者の毎事業年度の業務又は

のとしたこと、最後に證券業者が、有價證券の賣出又は募集若くは賣出の取扱をしようとする時は、政府に届出でなければならぬこととし、その賣出又は募集若くは賣出の取扱を適正ならしめる如く政府に於て監視し、投資家の保護を圖つたことの三つであります、第四に、證券取引所關係の規定でありますのが、其の最も重要な改正は、其の組織を會員組織に限定したことであります、會員組織にするか株式會社組織にするかの問題は、從來から論議されてゐる所であります、從來の我が國の經驗、歐米の例、取引所の本質、民主化の見地等より致しまして、會員組織一本建とするのが當當と認め

のとし、此の際會員は其の受託に付する一切の責任を負はなければならぬものと致し、委託者の保護を期したのであります、又會員は委託者から、委託證據金を徵しなければならないものとし、以て不健全な投機取引の抑制を意圖致したのであります、更に會員又は其の支店、出張所其の他の營業所では、當該會員の發行した賣買報告書を委託者に交付しなければならないものとし、委託に係る賣買取引の結了關係を明確にし、委託者の保護に資したのであります、第五に證券業者は取引所會員のなす賣買其の他の取引に關係する争に付て、當事者である證券業者若しくは會員又は是等の取引の相手方の申立に依り争の仲介をしなければならないものとし、證券關係の専門家に依る簡易、迅速、妥當な仲介をなし、間接に證券取引の普及に資するやう配意したのであります、第六に、以上新に種々なる規定を設け證券取引の適正と投資家の利益の保護とを企圖したのであります、更に其の萬全を期する爲、學識經驗者より成る證券取引委員會を設置し、證券取引に關する重要事項に付て獨自の立場から調査、審議等を行ひ、證券行政運営の中権となるべき獨立的機關と致したのであります、尙此の委員會は、證券行政の重要な事項に付き當時審議等をなすものであり、委員が一度に全部交替するのは適當でないと存ぜられますので、一部宛交替することとし、又其の身分に付ても保障の規定を設け、委員の職責遂行に遺憾なからしめることとしたのであり

ます、第七に、有價證券業取締法、有價證券引受業法及び有價證券割賦賣賣業法の廢止に伴ふ必要な経過的規定を設けることと致したのであります、最後に此の法律又は此の法律に基いて發する命令に規定した事項に付て政府のなした違法處分に因り権利を害されたとする者は、行政裁判所に出訴することが出来るることとし、其の救済の途を拓いて居るのであります、以上證券取引法案に付て其の大要を御説明致た次第であります、經濟界の整理再建に關する一聯の措置及び財產税の徵收等に伴ひ有價證券の處分・移動は大きな数量金額に上るものと豫想されるのであります、是等の證券が大衆の手に広く分散保有せられ、且圓滑に公正な價格で取引される爲には、證券取引機構を整備し、其の活潑なる運営を圖ることが極めて緊要と存ぜられるのであります、次に日本證券取引所の解散等に關する法律案に付きまして、其の提案の理由を説明致します、只今御説明致しました證券取引法に依り會員組織の證券取引所が設置されることとなりますが、それに伴ひ、戰時中の必要に基いて設置された日本證券取引所は、其の存續を要しないこととなりますので、之を急速に解散致します爲、本法律案を提案致した次第であります、以下本法律案に付て其の内容の主なる點を簡単に説明致します、第一に、日本證券取引所法の廢止と、日本證券取引所の解散とを規定致しました、第二に、清算は、主務官廳の監督の下に行はないで、裁判所の監督の下に之を行ひ、清算人は日本證券取引所の役員又は役員であつた者以外の者から裁判所が選任することとし、其の公正を期したのであります

す、尙清算人、監事の職權、任務等に付きましては概ね一般法人の清算人、監事に準じて居るのでありますと申上げることもないのであります。第三に、清算人、監事の責任解除に関する規定を設けて居ります、第四に、清算の実行上必要があると認める時は、出資者の半數以上であつて、資本金の半額以上に當る出資者の同意を得て、日本證券取引所は其の財産的一部分を出資して不動産の賃貸を主たる目的とする株式會社を設立し、殘餘財産は金錢及び其の出資に依つて得た株式等に出資者に分配をなすことが出来るることと致しまして、現在日本證券取引所の所有する不動産を個別的に分散譲り分することなく、之を不動産會社に移し日本證券取引所の出資者が不動産會社の株主となり得る途を拓いたのであります、尚政府、戰時金融金庫及び資本金の百分の一を超える大出資者に對する分配は、證券保有民衆化の見地から之に分配すべき株式を公開譲り分して得た代金を交付して、之を行ふことと致しましたのであります、最後に商法、民法中の關係條文の準用規定を設けて居ります、尚昭和二十一年大藏省司法令第4号第一條第一項に規定する有價證券賣買取引事業特別會社に關する財産即ち日本證券取引所が戰時中政府の命令によつて、株價操作の爲、挺入に依つて取得した證券及び之が購入資金の借入れに依り生じた債務は、之を日本證券取引所に屬しないものとして、閉鎖機関保管人委員會が之を管理することとし、今回も清算是別個に處理することと致して居ります、本法案の大要は、以上述べた通りでありますかが、本法案は、證券取引法案と一體をなす

○委員長(男爵周布兼道君) 是より質問に移りたいと思ひます。

○徳田昂平君 只今政府より法案の詳細なる御説明を承りまして、此の法案のが證券の民主化の爲に最も適切な法案との存じまして、大變喜ぶ次第であります。するが、法案の五、六の點に付きまして、政府の御所見を承りたいと思ふのであります。便宜上此の法案の條章の順序に依つて、御尋ねしたいと思ふのであります。第一に此の十五條の證券業を營むには、政府の免許を受けなければならぬと云ふ規定であります。が、是は政府の御方針は、證券業者を將來、現在の證券業者よりも多く數の證券業者を御免許になる御方針であります。か、或は或程度の制限を加へて免許なさる御方針であります。か、先づ以て此の點を御伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(鶴田光男君) 御答へ申上げます。只今徳田さんから御質問がありました第十五條の「證券業を營もうとする者の免許の方針」であります。十五條、十六條その他證券業を營む資格が色々書いてあるのでござります。が、純財産を一定限度以上持つて居りまして、證券業を取扱ひまする資格を持つて居ります者に對しましては、原則として免許を致して參る、其の數が現在より多くなるか、少くなるかそれは何とも申上げかねるのであります。が、一定の資格を持つて居ります方は、どなたでも證券業を營むことが出来ると云ふ立場に致して行きたい、斯様に考へて居ります。

○德田昂平君 次に第十六條と四十二條と關連して居りますが、十六條の證券業者、四十二條の會員の純財産、是も命令で決めるに云ふ風になつて居りますが、此の標準などに付きまして、何か御考がありますのでありますらか、此の點を御伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(櫛田光男君) 御答へ申上しますと、今回の證券法に於きまして、先程政務次官から御説明申上げました所で、御分りになる通り、非常に特色になつて居ります所は、證券取引委員會と云ふ特別機關を設置致されることであります。政府として、色々認可を致しましたり、重要な決定を致しまたり、此の法律運用の重要な事項に關するものは、總て此の證券取引委員會が申心になつて決めて戴く、左様でありますので、十六條、四十二條に於きまする純財産額は、其の時々の情勢のものもあらうかと存じますが、どの程度のものが宜しいかと云ひますことも、此の證券取引委員會に於て、十分に御検討願ひたい、斯様に存じて居ります。

○徳田昂平君 了承致しました、次に三十一條と七十五條の紛争解決の仲介規定であります。仲介不履行の業者に對しましては、營業停止の處分を命ずることが、其の相手方、主として委託者に云ふことは、多少片手落ちではないかと云ふやうな感が致すのであります。しかし、委託者に何等の處置がないと云ふこと、何等の制裁がないやうに思ふのであります。従つて、何等の業者にだけ營業停止處分を命ずること、何等の業者に何等の處置がないと云ふことが出來ると云ふことであります。が、其の相手方、主として委託者に云ふことは、多少片手落ちではないかと云ふやうな感が致すのであります。従つて、何等の業者にだけ營業停止處分を命ずること、何等の業者に何等の處置がないと云ふことが出來ると云ふことであります。

は仲介しないと云ふことのやうであります  
ますが、之に對する政府の御所見を承  
りたいと思ふのであります  
○政府委員(櫛田光男君) 第三十一條  
及び第七十五條の仲介でござります  
が、是は當事者間の紛争を出来るだけ  
早い機會に政府が御斡旋を致しまして  
解決をつけたいと云ふ意味のものでございまして、法制的に和解を強制する  
と云ふ風な性質のものではございません  
ぬ、何處迄も政府の仲介に依りまして  
當事者たる相手方に於きまして此の協  
定が出來上る、それを粗つて居るので  
ござりますので、其の協定を證券業者  
が履行しないと云ふ風なことがありま  
したならば、是は證券業者としては、何  
と申しますか、信義に反するととも申  
しますか、さう云ふことに相成ります  
ので、斯う云つた場合は、別な規定が  
あります、豫め訊問とでも申します  
か、能く事情を聞ひ訊した上で此の三  
十一條第二項のやうな……それでも聞  
きませぬ場合に於きまして營業の停止  
を命ずることが出来るやうに相成る譯  
でありますから、何處迄も是は當事者  
間の、結論は協定と云ふことであつま  
すとの、同時に他方裁判上の色々な問  
題の方を、之に依つて塞いで居る譯で  
あります、恐縮であります、もう一度御  
譯のものでございますから、委託者の  
關係に付きましては全然觸れなかつた  
次第であります、後の點を聽き漏しま  
して、恐縮であります、もう一度御  
願ひ致します

○德田昂平君 取引所と會員との間に紛争の起つた場合は、此の機關では解決に仲介しないと云ふことになります

○政府委員(櫛田光男君) 只今の取引

所と會員との間の問題であります  
七十五條にあります通りに、「有價証券市場における賣買取引に関する事に

つて當事者たる會員又はその相手方」と云ふ風に廣く書いてありますので、取引に關する問題に付きましてございました場合には、政府と致しましては

其の解決を圖る爲に御仲裁申上げる、斯う云ふことに相成ります

○德田昂平君 次に第三十二條と第三十三條の證券取引所設立の地區の問題

十三條の證券取引所設立の問題であります、是も命令事項になつて居りますが、是も先程の御答辯に依りまして、委員會で設立をすると云ふこ

とを御決めるに、斯様に解釋して宜い

でございませうか

○政府委員(櫛田光男君) 御解釋の通

りでございます

○德田昂平君 次に五十八條の賣買取引の期限等に付きましてどう云ふ風な御方針でありますか、現物取引の外

に清算取引と云ふことを御認めなさる御積りであります、又此の賣買取引

に税はどう云ふやうな御方針で御かけ

になりまするか、斯う云ふことを承り

たいのであります、是も矢張り委員會の決定事項になりますでございませうか

○政府委員(櫛田光男君) 五十八條の「賣買取引の種類及び期限」、其の場合

の政府の認可の方針等に付きまして

も、先程申上げました取引委員會に於て十分に御検討の上御處置願ひたい、

○德田昂平君 尚六十五條に、證券業者が委託の媒介等を營業とすることが出来ると云ふやうやうな規定があります

存ぜられまするので、委員の數が多く

するが、媒介を營業と致した場合に、媒介の手數料と云ふものを取つても宜しいでありますか、若し取つて宜しい

と云ふことになりますれば、それは取引所の會員から貰ひますのか、或は又委託者から取り得るでありますか、其の點は如何でございませうか

○政府委員(櫛田光男君) 是は委託者の方から媒介手數料として取つて宜い

と思ひます

○德田昂平君 第七十八條と七十九條の證券取引委員會のこととあります

が、此處に委員の數は三人となつて居りますが、是も命令事項になつて居りますが、是も先程の御答辯に依りまして、委員會で設立をすると云ふこ

とを御決めるに、斯様に解釋して宜い

でございませうか

○政府委員(櫛田光男君) 質問は終りましたて、次に解散法中

で一、二御尋ねしたいと思ふのでござ

います、此の解散法律案の第十條に出

資者の多數が希望するならば、不動産

の賃貸を主たる目的とする株式會社を

設立しても宜いと云ふことになつて居りますが、此の場合政府の方の五千

萬圓の出資に對しましては、政府は建

設立して居りますが、此の場合は權利を抛棄なさるのかと云ふ點は如何でありますか

○政府委員(櫛田光男君) 出資者の半

数以上であつて資本金額の半額以上に

當る出資者の同意があるやうな場合に

は権利を抛棄なさるのかと云ふ點は如何でありますか

○政府委員(櫛田光男君) 申上げますが、先程御質問の御通告

がございましたから、此の際御許し致します

○德田昂平君 私の質問は以上で終了

ました

○委員長(男爵周布兼道君) 龍川委員

に申上げますが、先程御質問の御通告

がございましたから、此の際御許し致します

○瀧川儀作君 私全般的な質問をやり

たいと思ひますが、宜しうございます

が、逐條の質問がありましたから……

○委員長(男爵周布兼道君) 宜しうございます

○瀧川儀作君 この法案は株式組織の時分の取引所法を會員組織に改めよう

と云ふ非常に進歩した便法であります

から、殊に又各條項も非常に周到な注

意を拂つてあることを讀と致します

が、御承知の通り米國方面に於ける、

或はヨーロッパも同じことであります

が、會員組織のメンバーなる者は、其

の資産、信用、經驗等一流の方ばかり

でございまして、取引所のメンバーで

あると云ふことであれば信用調査をす

る必要がない程立派な方が會員になつて居られるのであります、であります

から會員を相手にして相當大きな金額

の取引が出來て居りますので、日本も

冀くはさう云ふ風に進むことを希望す

る者であります、又日本の取引所の構

成は御承知の通り専ら經驗と信用を中心と致しまして、資産には餘り重きを

置いて居なかつた傾があるのであります

す、そこで株式組織に致しまして、其の株式會社が常に取引員を監督致しまして、さうして、さうして間違ひのあつた場合には、其の取引所が完全賠償の責に任ずる、斯う云ふ行き方でありますから、監督者としては其の株式の持主は一般から持つて居りますから、監督も先づ行き届く、民衆が監督するやうな形になつて居りまして、日本の國情から云へば非常に相應はしい經營の仕方であるかの如くに感ずるのであります、此の意味に於きまして、一躍して會員取引所に致しました場合に、歐米各國の如く個人として資産、信用、德望、あらゆる方面から此の重大な任務を果し得る人を得ることの自信ありや否や、さう云ふ問題に付ては委員會を設けてそれに一任する、政府の獨斷やらないと云ふことであります、それも至極結構と思ひますが、さう云ふ委員を得るのには今此處に規定されて居るやうないかと今徳田氏からも質問がありますが、さう云ふ風に私も感ずるのであります、其の點に付きまして、政府には十分の御自信があるのでありますか、或は又其の委員の權威、さう云ふやうな問題に付て御差支のない程度に於て御方針を伺つて置きたいと思ふのであります、まだ他にもありますか、其の點に付きまして……

のではないか、又其の委員の構成等に付て、どう云ふ考を持つて居るかと云ふ御尋であったと存じます、第一の點でござりますが、と申しますか、第一から第三迄關聯がある譯でござりますが、今度會員組織に致しますに付きましては、從來の制度を一變致す譯でありますので、非常に飛躍的な變化であるとは重々承知致して居りますが、時は取引所の本來の性質や諸外國の前例等にも鑑みまして、又一昨年暮から之金融制度調査會に於きましての答申の結果にも鑑みまして、此の際改めて新たに發足致しまする證券の取引所は會員組織に致すのが最も理想的ではないかと、斯様に存じて居る次第であります、尙其の委員等に付きましては第十四十二條に於きまして純財産額を當時持つて居らねばならぬ、又當時其の保有の狀態に付きましては、政府は調査しますが會員となりますやうに努力致すのは勿論、又會員組織に相成りますれば、斯様に致しまして信用なり、資産なり、又経験なりに於て一流の人物の方々が會員となりますやうに努力致すのは勿論、又會員組織に相成りますれば、御互ひの、何と申しますか、自主的に切磋琢磨に依りまして、其の素質なり、信用なりを向上して、どん／＼行けることになるのではないかと云ふことをおもて、まことに望んで居るやうな次第であります、又現在證券界に於きましては相當の方々が會員になり得る、又さう云ふ方々が現に在ると云ふことを私共は信じて疑はないのであります、又此の用なり、資産なり、経験なりに於て一流の方々が會員になり得る、又さう云ふするから、仰しやいますやうに、信頼あります、又現在證券行政なり中心になりまする證券取

引委員會の委員の方々には廣く證券界、又廣く經濟一般に付きまして十分な學識經驗を御持ちの方々になつて戴きたいと存じて居る次第であります。此の三人の方が其の學識、經驗、御手腕を十分に發揮して戴きまするならば、此の證券取引制度と云ひますものが將來非常に堅實に、健全に發達していく、斯様に存じて居るやうな次第であります。

○瀧川儀作君 大凡會員の資產程度はどう位の御見込と政府はおつけになつて居りますか、之を伺ふことが出来ますれば……

○政府委員(櫛田光男君) 此の純財産額に付きますては、政府の指定する金額に付きますては先程も申上げましたやうに、此の證券取引委員會に於て十分に御検討を御願ひ致しまして御決定を願ひたい、斯様に存じて居ります。

○瀧川儀作君 もう一つ伺つて置きましたのであります、日本では此の取引所を博奕場扱ひに致しまして、紳士階級なり眞面目な方々が非常に之に携ることを好まぬやうな感じ、所謂習慣があるのですが、御承知の取引所の使命と云ふものは、至る所の出來上ります商事會社に致しましても、興業會社に致しましても會社の資產、信用を有らるる方面から調査致しまして、それを市場に上せて其の會社の信用を保證する立場に立つて居りますと同時に、又會社の經營が悪ければ、株が安いと云ふやうな、即ち會社の内容を能く調査した結果、委託者なり又會社を誤らしめないやうに致します重大な使命を持つて居ります、同時に地方あたりでさう云ふ機關がありまして、取引所が保證する爲に地方の工業は非常に

發達する、其の株券が銀行で取引所の公定相場が、常に発表される爲に鬱通性を持ちますから、誰も彼も皆其の株券を持つ傾がある、それが一つの奨励になりまして、地方でも相當に工業が発達して來た歴史を持つります、さう云ふ意味合から成るべく六大都市とか十大都市とか言はないで、各方面に向つて其の取引所、所謂清算市場なるものを許可すると云ふことが、今日の如く總ての工業が戦争の結果破壊された状態に於て、非常にそれを進める上に於て復興事業として重大な使命を持つものぢやないかと思ふのであります、が、戦争以来非常には東縛を受けまして、非常に少數の東京、大阪のみに限られて居つて、あとは實物取引だけより許して居ない、實物取引と云ふものが今度の制度で監督が十分に行けば別ですが、一種の闇取引が行はれるのでありますから、實物取引なるものはそれ程社會から見て大切な機關になつて居ない、矢張り清算市場を許すと云ふことが必要ではないか、そして所謂パブリック・フェヤリング、公定相場を常に発表する必要があるのです、が、其の點に付ては今日の經濟状態は變化して居りますが、復興と云ふ意味も兼ねて出来得る限り希望のある都市には清算市場を許すと云ふことが必要ではないかと感するのであります、が、其の點に對する政府の御方針を伺つて置きたいのであります。

作り上げたいと申すやうな意味に於きては、今度の證券取引法案を提案致しましたやうな次第であります、先程申上げましたやうに、此の取引所が置かれまする場所、地區の指定等に付きましては、取引委員會に於きまして十分に御検討を願ひまして御決定を願ふのでありますけれども、先程申上げました廣く國民各階各層の方に有價證券を御持ち願ひ、又先程龍川さんから申されましたやうな、取引所の使命、機能、それを日本經濟再建の爲に働いて戴くと云ふ風な意味に於きまして、仰しやいます通りに現在の交通の状況、通信の状況、或は各地に於きまする經濟發達の程度等を考へまして、限定的と申しまするよりは足らない所には設置するといふ風なことに自らなるのではないかと云ふ具合に考へられる次第でございますが、具體的なことは擧げて之を取引委員會に御一任申上げたいと云ふやうな次第でござります、尙御言葉の中の清算市場を各地に作つてと云ふ風な御言葉がございましたのですが、先程申上げましたやうに、この取引の態様であります種類、期限等に付きましたとしても是は取引委員會の御検討に御一任申上げるやうな次第でございまして、實物中心になる、或は清算が認められると言ひましたやうな問題は只今この所はつきりと申上げる段階には達して居ないのでございまして、此の點は御了承願ひたいと思ひます。

して最も有效適切は案だと言はれるのであります。が、取引所は其の使命に於きまして、先刻も各委員から御話がありました通り、單に證券取引、金融の疏通と云ふことだけでなくして、産業発達、詰り事業の助成なくてはならぬのであります、こう考へるのであります、從來の日本の産業は大體に於ます、貿易業者が其の利益に依つた金とか、金融業者がマーチンに依つて得た金、或は礪山に依つて儲けたと云ふやうな、此の餘剰利益が事業を助成しますとして、日本の産業と云ふものは次第に大きくなつて來たと思ふのであります、今回此の民主主義の改正に當りまして、斯う云ふ財閥關係が悉く解體せられる場合に於ては日本の産業は一體何處で起るのかと云ふことを考へて見ますならば、茲に於て證券の取引と云ふ所に於て本當の清算が起り、さうして茲に資本の集中が起ると云ふことは、是は經濟界の中心になるのでありますから、當然此處に集まらなければならぬと思ふ、其の時に於きまして此の助成する所の機關がなかつたならば立派な聲明でも、又立派な事業のアランでも成就すると云ふことは困難ではないか斯う思ふのであります、私は此の取引所に對して一大助成機關を設ける必要があるかのやうに考へるのであります、政府の之に對する御所信を伺つて置きたいと思ふのであります、○政府委員(鈴田光男君) 取引所を助成する爲の機關が必要ではないか、取引所の健全に之を發達致して行きますことが、誠に仰しやいます通り、日本の經濟再建の爲に、不可缺な要件でありますことは仰しやる通りでございます、唯此の助成、と云ふことであります

が、政府が其の負擔に於て助成的な施設を致しますると云ふことは、色々な關係から致しまして避けねばならぬ事柄であらうと存じて居ります、唯何と申しませうか、業界や各界の要望に基き、自然発生的と云ふと少し語弊があるのでござりますが、さう云つた形に於きまして色々な金融關係、或は貸借關係もございますと思ひますが、さう云つた方面の助成機關が出来ますことは毫も差支ないのであります、之を政府と致しまして抑へるとか、さう云ふ風な意圖は全然持つて居りませぬと云ふことを申上げて置きます。

のではありません、私今以て三人では少いのではないかと考へて居るのであります、或は三人寄れば文珠の智慧と申しますから、三人でも宜いかも知れませんが、三人で決めて、或はそれが少數の意見でなかつたかと云ふやうなことがないともと云ふやうに考へるのであります、さう云ふやうな場合に臨時委員と云ふやうなものでも、問題に依つては御置きになるやうな御考はないでございませうか、出来るならばさう云ふ問題に付きましては、臨時的に意見を徵すると云ふやうなことを致しまして萬全を期する方が宜いのではないと、斯様に考へるのであります、其の點もう一度政府委員の御考を御尋ねたいと思ひます。

○徳田昂平君 了承致しました、私の質問は是で終ります。

○委員長(男爵周布兼道君) 皆様に御詰り致します、今日は此の程度で止めまして、明日午前十時より開會致したいと思ひますが、如何でございませうか

、「異議なし」と呼ぶ者あり)

○徳田昂平君 委員長にちよつと御尋ね致しますが、大體此の委員會は何回位で終了なさる御考でありますか? それでは明日は午前十時より開會致します、本日は是にて散會致します

午前十一時十三分散會

出席者左の如し

委員長	男爵周布兼道君
副委員長	子爵鎌小路頼孝君
委員	侯爵嵯峨實勝君
子爵土井利章君	侯爵大炊御門經輝君
男爵中村貞之君	男爵北大路信明君
男爵太郎君	黒田英雄君
瀧川儀作君	瀧川儀作君
河西豊太郎君	藍澤禪八君
渡邊三郎君	渡邊三郎君

政府委員  
大藏政務次官 大藏事務官 同 同  
北村德太郎君 櫛田光男君 伊原隆君  
近藤鍼次君

昭和二十二年三月三十日印刷

昭和二十二年四月一日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局